

受験案内

令和7年度笠岡市職員採用試験(学芸員)

1 受付期間及び第1次試験日

受付期間	令和7年12月26日(金)～令和8年1月19日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日及び12月29日～1月3日は休みです。)
	※人事課に持参する場合は、1月19日(月)午後5時15分までに受け付けたものまで有効とします。 ※郵送の場合は、1月19日(月)の消印があるものまで有効とします。 なお、郵送の場合は必ず簡易書留郵便で申込みをおこなってください。
試験日	令和8年1月24日(土)

2 募集職種及び職務内容

募集職種	主な職務内容
学芸員	笠岡市教育委員会において文化財に関する専門的業務に従事します。

3 採用予定人数及び受験資格

試験区分	採用予定人員	年齢	受験資格
学芸員 (文化財)	1名程度	平成5年4月2日 以降に生まれた人	・ 大学等における考古学に関する専門課程の修了者又は令和8年3月末までに修了見込の人 ・ 博物館法に定める学芸員資格取得者又は令和8年3月末までに取得見込の人 ・ 埋蔵文化財発掘調査の実務経験を有する人

受験資格等について

■障がいのある人の受験については、別途相談に応じます。

■次のいずれかに該当する外国籍の人も受験できます。

①出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に定められている永住者

②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

なお、外国籍の人の採用後の任用や昇任については、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき行います。

■全ての試験区分において、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項(次のとおり)に該当する人

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②笠岡市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■受験資格がないこと、又は受験申込書に虚偽の内容が判明した場合は合格を取り消すことがあります。

4 採用試験の内容

(1) 第1次試験

科目	内容
適性検査	○職務遂行に必要な総合的な基礎能力検査 ○性格特徴に関する検査
専門試験 (実技)	土器の実測(実測道具持参のこと)
専門試験 (筆記)	考古学の専門的知識を問う記述試験

(2) 第2次(最終)試験

科目	内容
口述試験	職務適性及び人柄等についての面接

※ 第2次試験は第1次試験合格者について行い、試験日程及び試験会場等は第1次試験合格者に別途通知します。

(3) 最終合格者発表

最終合格者は、第1次及び第2次試験の結果に基づいて決定し、合格者に直接通知します。

5 第1次試験当日の注意事項

(1) 第1次試験の会場は次のとおりです。

試験会場	受付等
笠岡市役所 (笠岡市中央町1-1)	○受付:午前8時20分~午前8時50分 ○試験:午前9時00分~午後13時00分頃

(2) 受験票、筆記用具(鉛筆又はシャープペン、消しゴム)、実測道具、時計(計時機能だけのもの)を持参してください。

6 採用

採用予定日 令和8年4月1日

7 給与

笠岡市一般職の職員の給与に関する条例等の規定により支給します。

(1) 初任給

試験区分	学歴等	初任給
学芸員	大学卒	249,480円

※初任給は経験等の条件により加算があります。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等をそれぞれの条件によって支給します。

